

スポーツ振興くじ助成事業



# 伊勢原市上満寺多目的 スポーツ広場



伊 勢 原 市

令和3年3月改定

## 目 次

1	広場設置目的	1
2	広場概要	
3	使用可能種目	
4	使用時間	
5	広場使用の主な手続の流れ	
6	団体登録	2
	（1）団体登録の手続	
	（2）団体の区分	
	（3）団体登録の承認等	3
	（4）団体登録内容の変更	
	（5）年度途中からの団体登録	
7	施設使用の申請等	
	（1）使用承認の取消等	
	（2）使用の優先順位	4
	（3）使用調整会議	
	（4）大会・試合時の注意事項	
8	施設使用料	
	（1）使用料の支払い	
	（2）使用の取消し	
9	使用料の減免基準	
	（1）減免申請	5
	（2）減免団体登録	
10	使用連絡会	6
11	施設使用に関する注意事項	
12	広場へのアクセスについて	8
13	伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場の使用に関するQ&A	

## 1 広場設置目的

伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という）は、スポーツの普及振興を図り、児童の心身の健全な育成に寄与することを主目的として設置しております。

## 2 広場概要

所在地・・・伊勢原市神戸8-1

面積・・・4,200㎡

※フットサルコート2面又はジュニアサッカー用コート1面を設置できる広さですが、ジュニア用サッカーコートは正規よりもやや小さくなります。

仕様・・・クレイコート

設備・・・防球ネット（8m）、トイレ（大・小1基ずつ、手洗い場1基）、少年用サッカーゴール1組、フットサルゴール2組、駐車場（約25台）

## 3 使用可能種目

サッカー（小学生以下）、フットサル、野球（小学生以下）、グラウンドゴルフ 等

## 4 使用時間

スポーツ広場はナイター施設が無い為、使用できる日時を、以下のとおりとします。ただし、施設管理上の都合等により、使用可能日時でも使用できない場合があります。

使用期間	使用時間
1月5日から 3月31日まで	午前8時から午後4時まで
4月1日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
11月1日から12月27日まで	午前8時から午後4時まで

※1月1日から同月4日及び12月28日から同月31日までは休場期間としますが、土日祝日の重なり具合により延長する場合があります。

※広場の使用は、使用承認の出た時間内に準備・片付け等を済ませてください。

## 5 広場使用の主な手続の流れ ※令和3年5月使用分から

① 団体の登録（年度ごと）	…使用には必ず団体登録が必要です。詳細は2ページの【6 団体登録】をご覧ください。
② 使用の申請（毎月）	…所定の期間に公共施設利用予約システム（以下「予約システム」という。）にて使用申請してください。
③ 施設の使用（承認時間を使用）	…注意事項に留意し、ご使用ください。
④ 使用の報告（日誌に記入）	…使用後は必ず日誌を記入し、使用状況を報告してください。
⑤ 使用料の納付（納付書により納付）	…市より納付書が送付されたら、期限までに使用料をお支払ください。

## 6 団体登録

スポーツ広場の使用を希望する方は、団体登録を行う必要があります。

登録のできる団体は、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している者が、過半数で、かつ10人以上の団体です。

ただし、以下の条件に該当する団体は、登録の承認をしない場合があります。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② スポーツ広場の施設又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ③ 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- ④ 施設の使用目的が営利活動と認められるとき。
- ⑤ その他管理上支障があると認められるとき。

### (1) 団体登録の手続

団体登録は、毎年度ごとに登録します。年度途中の登録も可能です。

#### 【提出する書類】

- ① 『伊勢原市立公共施設利用予約システム利用者登録申請書』
- ② 『伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用団体の活動状況調（団体名簿含む）』
  - ・提出書類に必要事項を記入し、スポーツ課へ提出してください。
  - ・団体名簿は、記載要件を満たしていれば、任意様式でもかまいません。
  - ・申請書は、スポーツ課窓口渡し又は市ホームページからダウンロードできます。

『市HP』の「分野から探す」⇒「施設案内：文化・スポーツ施設」⇒「上満寺多目的スポーツ広場」



#### 【提出先】

〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市保健福祉部 スポーツ課  
TEL：0463-94-4632 FAX：0463-93-8389 Mail：[sports@isehara-city.jp](mailto:sports@isehara-city.jp)

#### 【提出方法】

- ① Eメール
  - ・メールの件名は「上満寺多目的スポーツ広場登録（団体名）」としてください。
  - ・申請書はワード形式又はPDFファイルとしてください。名簿は、エクセルファイルでも可能です。
- ② 郵送、FAX又は直接スポーツ課に提出。 ※FAXで提出の場合は必ず連絡をお願い致します。  
※申請書には個人情報に記載されています。情報の取り扱いにはご注意ください。

### (2) 団体の区分

団体構成員の内訳により下記のとおり登録団体を区分します。区分により、使用申請期間の違いや減免の適用の有無があります。

#### 【子どもの団体】

中学生以下の者が過半数である団体

#### 【一般団体】

義務教育を修了した者が半数以上である団体

### (3) 団体登録の承認等

団体登録申請書の提出後、承認する団体には、「利用者カード」と「利用登録書」を交付いたします。

団体登録の有効期間は、登録の日からその年度の末日までです。

※市内他施設において既に予約システムを使用している場合は、既存カードを継続して使用できるため、新規カードは発行しません。

### (4) 団体登録内容の変更

団体の代表者、管理指導員等に変更が生じた場合は、速やかに団体登録の変更手続きを行ってください。

変更手続は「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用団体の活動状況調」を提出してください。

### (5) 年度途中からの団体登録

年度途中からでも団体登録をすることができます。ただし、使用調整会議が先に開かれ、すでに日程が調整されている場合、ご希望通りに使用できない可能性があります。

## 7 施設使用の申請等 ※令和3年5月使用分から

団体登録が承認された団体（以下「登録団体」という。）は、伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場の使用が可能となります。

使用する際は、使用日の属する月の1か月前の1日から10日までに予約システムから抽選予約をしてください。抽選予約の確定は、使用日の属する月の1か月前の12日以降に確認ができます。また、使用日の属する月の1か月前の20日から使用日前日までは随時予約受付期間となり、施設に空きがある場合は予約が可能となります。

※土日祝日の使用は、使用調整会議により予め使用団体を決め、スポーツ課が予約システムに一括予約します。その後、各団体において予約確認をしてもらいます。

予約確定後、登録団体は施設の使用ができます。使用後は、清掃や片付け等を行い、使用前の状態にもどしてください。また、管理指導員は、「管理指導員日誌」に使用の記録をしてください。

#### 【申請期日と申請先】

申請内容	申請期日	申請先
① 抽選予約	1か月前の1日～10日	予約システム
② 抽選確定	1か月前の12日	
③ 随時予約	1か月前の20日から使用日の前日まで	

※予約システムの操作等が困難な団体は、書面にて使用申請を受け付けますので、事前にスポーツ課（☎0463-94-4632）に相談してください。

### (1) 使用承認の取消等

以下の事項に該当した場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることがあります。

- ① 使用承認に付された条件に違反したとき
- ② 条例第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき
- ③ 偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき
- ④ 広場運営上支障が生じたとき
- ⑤ 伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場条例及び同条例施行規則に違反したとき

## (2) 使用の優先順位

スポーツ広場の本来の目的に供するため、使用の優先順位を次のとおり定めます。

- ① 伊勢原市または伊勢原市教育委員会の使用
- ② 登録団体のうち、伊勢原市体育協会に加盟する加盟種目団体で、児童を対象に活動を行う団体。(市サッカー協会少年委員会等、市野球協会学童部複数のチームが加盟している団体をいう。)
- ③ 登録団体のうち、伊勢原市スポーツ少年団に加盟する単位団。
- ④ 登録団体のうち、子どもの団体
- ⑤ 登録団体のうち、一般団体
- ⑥ その他、伊勢原市が認めた登録団体

## (3) 使用調整会議

使用の調整を行うにあたり、年に2回使用調整会議を実施しております。主に申込みが集中する土日祝日等を中心に調整します。会議出席の対象は子どもの団体とします。

- ・円滑な調整の為、譲り合いをお願い致します。
- ・団体間の調整がつかない場合は、くじ引き等によって決定する場合があります。
- ・使用調整会議で決定した内容は、確定ではありません。使用する際は、予約システムから期間内に抽選予約をしてください。

## (4) 大会・試合時の注意事項

外来団体等を招いて大会や試合をする際には、使用申請時に開催要項やその内容がわかる書類等をスポーツ課に必ず提出してください。また、来場する外来団体に対しては、主催者側から使用上の注意等を周知・徹底させてください。

## 8 施設使用料

使用料は次のとおりです。

施設区分	貸出区分	単位	使用料
上満寺多目的スポーツ広場 グラウンド	全面	1時間	100円

※ 1時間未満の使用の場合、使用料は1時間単位の料金となります。

### (1) 使用料の支払い

使用料は、予約システムからの予約確定情報に基づき、1か月ごとに使用料を算定します。算定後、団体の代表者に納入通知書を発行しますので、指定の金融機関等で納付

してください。※納入通知書の納付期限までに納付してください。

## (2) 使用の取消し

使用者の都合により、予約日の使用を取消す場合は、使用日の7日前までは各団体が予約システムから予約の取消しを行うことができます。7日前までに予約システム上で取消された場合は、使用料を徴収しません。

なお、取消期限（使用日の7日前）を過ぎてから使用取消し又があった場合についても、スポーツ課に「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用承認変更申請書」をメール又はFAX等で提出してください。

また、災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用することができなかった場合は、使用日から7日以内にスポーツ課へ「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用料変更申請書」をメール又はFAX等で提出してください。7日以内に申請された場合は、使用料の徴収はいたしません。

※FAXでの提出の場合は、必ず確認の連絡をお願いします。

## 9 使用料の減免基準

### (1) 減免申請

使用料は、公益上の必要その他特別の理由があると認める場合は、減免することができます。次の減免の対象に該当する団体は、予約システムにて予約申込みの上、「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用承認申請書兼使用料減免申請書」の減免申請欄に必要事項を記入し、提出してください。

減免率	減免の対象
全額 免除	市、教育委員会等が、主催する事業等のために使用するとき
	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用するとき
	主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体
5割 免除	市、教育委員会等が、共催する事業等のために使用するとき
	主たる構成員が市内に在住する障がい者で構成された団体

### (2) 減免団体登録

減免の承認は、使用申請の承認とともに減免申請内容を確認し、その都度行うものですが、予約システムの導入により、使用申請手続等がオンライン化されることに伴い、一定の資格要件である「主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体（子どもの団体）が使用するとき」については、減免団体登録することで同内容での活動を減免し、その都度の手続きを省略することができます。

#### ① 減免団体登録の手続き

子どもの団体は、「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場減免団体登録申請書」に会員名簿（任意様式）を添付し、スポーツ課へ提出してください。（上満寺多目的スポーツ広場団体登録の申請書に添付の団体名簿と一緒に提出することで、省略可能。）

#### ② 減免団体登録の承認等

上記の申請により、減免団体登録を承認する場合は、「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用料減免団体登録通知書（以下「減免団体登録通知書」という。）」を交付いたします。減免団体登録の有効期間は、減免団体登録通知書の交付日からその年度の末日までです。

### ③ 減免団体登録内容の変更等

減免団体は登録の内容等に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。変更手続きは「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用料減免団体登録事項変更届」をスポーツ課へ提出してください。

### ④ 減免登録の取消し

減免団体において、次のいずれかに該当するときは、その登録を取消す場合があります。

- ・活動を停止したとき。
- ・条例第9条（使用の承認の取消し等）第1項各号の規定により、使用承認の取消し等をされたとき。
- ・虚偽の申請により登録を受けたとき。
- ・減免団体として不適当と認められる行為があったとき。

※減免団体登録制度については、「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用料の減免団体の登録に関する要綱」に定めています。

## 10 使用連絡会

スポーツ広場は、使用連絡会にて運営されます。年間2回の使用調整会議や必要に応じて維持管理作業を行います。

- ・登録団体は全て使用連絡会に加入し、代表者が委員となります。
- ・使用連絡会の会長は、使用連絡会委員から選出され会長に就任します。
- ・使用連絡会は、使用調整会議を運営します。
- ・使用連絡会は、使用内容や調整、管理保全などについて意見をすることができます。
- ・会長は、必要に応じて会議を招集できます。議長は会長が務めます。
- ・使用連絡会は必要に応じて、草刈り、グラウンド整備等施設の管理作業を行います。

## 11 施設使用に関する注意事項

### 【使用するとき】

- ① 使用についてはスポーツ課の指示に従ってください。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策チェックリストによる事前チェックを行ってください。
- ③ 各団体が参加者名簿を作成し、使用日ごとに使用者を記録するとともに、団体代表者が1か月間保管してください。感染者が発生した場合は、保健所等の公的機関に情報提供を行うことがあるので、その際は名簿の提出をお願いします。
- ④ 練習試合等で他団体と交流があった場合についても、主催者側が同様にチェックリストによる事前の確認及び参加者名簿を作成してください。
- ⑤ 施設使用前後の手洗い等を徹底し、感染防止対策に努めてください。
- ⑥ 3密（密閉・密集・密接）を避け、見学や付き添いの方も含め、できるだけ少人数

で使用してください。

- ⑦ 承認された使用時間を超えて使用することはできません。使用時間は、準備・片付けも含めた時間です。
- ⑧ 承認された使用目的以外で使用することはできません。
- ⑨ ルールとマナーを守って大切に使用してください。
- ⑩ グラウンド内は禁煙です。周辺路上で喫煙すると地域からの苦情となります。ご遠慮ください。
- ⑪ 許可なく火気を使用したり、危険なもの不潔なものを持ち込んではいけません。
- ⑫ 許可なく施設に変更を加えてはいけません。使用したものは元にもどしてください。
- ⑬ 土日祝日や夜間の緊急連絡先は伊勢原市立武道館です。(☎0463-94-3555)
- ⑭ 使用上における施設や器物等の破損は、使用者が責任をもって原状を回復してください。
- ⑮ スポーツ広場内の屋外電源は、原則として使用不可とします。
- ⑯ 雨天等グラウンドコンディションが悪い場合は使用を禁止します。
- ⑰ トイレットペーパーは常備がございません。使用団体でご準備ください。
- ⑱ グラウンド出入り口カーテン下部の鎖の部分を2か所、中側で必ず固定して下さい。

#### **【使用が終わったとき】**

- ① 管理指導員は、必ず管理指導員日誌の記入による報告をしてください。日誌の提出のない団体は、使用承認の取消等の対象となる場合があります。
- ② 使用した施設や器具の消毒及び片付けを行ってください。(元の位置に適正に片付けてください。)
- ③ トンボやブラシを用いたグラウンド整備をしっかりと行ってください。
- ④ 持ち込んだ用具やゴミは必ず持ち帰ってください。
- ⑤ 施錠を確認してください。
- ⑥ 使用後は、速やかに退出してください。
- ⑦ グラウンド出入り口カーテン下部の鎖の部分を2か所、外側で必ず固定して下さい。

#### **【駐車場】**

- ① 駐車場の管理は、使用団体が責任を持って行ってください。
- ② 限られた駐車スペースなので、できるだけ乗り合うなど台数の少量化に努めてください。
- ③ 施設管理者は、駐車場における事故等の責任は負いません。
- ④ 所定の駐車場以外は駐車しないでください。路上駐車は厳禁です。
- ⑤ 一切の車両（自動車、自転車、オートバイ等）でのグラウンド内への乗り入れは禁止します。(整備等での乗り入れを除く)

#### **【その他諸注意】**

- ① 団体の責任者は、スポーツ安全保険などに加入して、不測の事態に備えてください。
- ② 団体の責任者は、児童その他の傷病に対応できるよう関係研修（救急救命等）を受

講し、現場では応急手当できる体制（用具含む）を整えてください。

- ③ 施設管理者は、施設内で発生した傷病に対する責任を負いません。
- ④ 広場敷地を越えて田畑、河川等の外側へは立ち入らないでください。
- ⑤ 犬などの散歩は禁止します。
- ⑥ 周辺では農業を営んでおります。音や臭気等周辺環境を理解した上でご使用ください。
- ⑦ 使用上注意を遵守しない団体については、使用停止して頂く場合があります。
- ⑧ 冬季のトイレ使用に際して、使用上の協力をお願いすることがあります。

## 1 2 広場へのアクセスについて

### 【車でお越しの場合】



- ① 国道 246 号線工業団地入口の信号を団地方面へ曲る。
- ② 1 個目の信号（神奈中バス営業所あたり）を右折。
- ③ 約 1 キロほど進むと妙蔵寺があり、急カーブとなっているので左へ曲がる。（カーブミラーに看板有）
- ④ 道なりに進んだ後、踏切を渡り、3 つ目の十字路を左へ曲がる。（看板有）
- ⑤ 道なりに 500m 程進むと左手に広場が見える。

### 【バスでお越しの場合】

- ・小田急小田原線「伊勢原駅北口」バス停より、「伊 1 6」系統「栗原行」または、「伊 1 6・伊 4 3・伊 4 4・伊 5 4」系統「伊勢原車庫行」に乗車。「伊勢原車庫」バス停にて下車。同バス停発「巻 1 1」系統「鶴巻温泉行」へ乗り継ぎ、「東橋」バス停を下車後、徒歩 20 分。
- ・小田急小田原線「鶴巻温泉駅」バス停より、「巻 1 1」系統、「伊勢原車庫行」に乗車。「東橋」バス停を下車し、徒歩 20 分。

## 1 3 伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場の使用に関する Q & A

### I 使用時間について

Q 1 : 午前中の使用時間が正午までなので、正午まで練習をしてから片付けをすれば良いですか？

A : 使用時間には準備・片付けの時間を含めています。正午までには全ての片付けを終了し、退場してください。

## II 団体登録

Q 2 初めて上満寺多目的スポーツ広場を使用したい場合は、どうすれば良いですか？

A：使用目的や団体登録要件についてスポーツ課にご相談ください。

特に子どもの団体の場合、年度当初から使用したい場合は、毎年2～3月に開催する「使用調整会議」に出席いただき、調整に参加してください。

Q 3 登録できないことはありますか？

A：登録要件に満たない場合や、活動の目的によっては受け入れできない場合があります。

Q 4 使用できない種目はありますか？

A：広場の面積上、野球の試合はできません。また、防球ネットの高さの都合上、大人による野球やそれに類するスポーツの練習はできないと考えます。その他、ゴルフなどグラウンドに悪影響を及ぼすスポーツなども禁止します。

Q 5 年度の途中でも登録することができますか？

A：年度途中でも団体登録ができます。ただし、事前に調整を行っている場合がありますので、ただちにご希望の日時を使用することができない場合があります。

Q 6 1回だけ使用したいのですが、登録が必要ですか？

A：原則として、登録が必要です。ただし、活動内容によっては登録が不要の場合もあります。

Q 7 登録した時と違う種目で使用したいのですが？

A：事前に種目についてご相談ください。種目によっては使用できない場合があります。使用できる種目の場合は、登録内容の変更申請が必要です。

Q 8 代表者や管理指導員を変更する場合はどうすれば良いですか？

A：速やかに登録変更手続きを行ってください。『伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用団体の活動状況調』を使用して登録内容の変更を行います。

そのままにしておくと、実態と登録内容の相違となり、虚偽登録となります。

Q 9 団体登録の有効期限はありますか？

A：登録証は、登録した年度の年度末までが有効期限です。毎年更新手続きを行ってください。

## III 使用申込

Q 10 使用日はどうやって決まるのですか？

A：子どもの団体は、半年に1回開催している使用調整会議で使用調整を行い、その調整に基づいて予約システムから予約を行います。使用日が重なった場合は、抽選にて決定します。一般団体は、使用日の1か月前の1日から10日の間に予約システムから予約を行います。また、使用日の1か月前の20日から使用日前日までは随時予約受付期間となり、施設に空きがある場合は、予約システムから随時予約が可能です。

Q 11 30分単位での予約はできますか？

A：予約システムの都合上、30分単位での予約はできません。

Q 12 パソコンやスマートフォン等で予約システムが操作できない場合はどうすれば良いですか？

A：原則として、ご自宅にあるパソコンやスマートフォン、公民館等に設置されているタッチパネル式窓口端末等を使って予約申込みを行っていただきますが、困難な場合については、使用日の1か月前の1日から10日（10日が土日祝日の場合は次の平日）までに「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用承認申請書兼使用料減免申請書」をスポーツ課に提出してください。

#### **IV 使用の取消し(キャンセル)、変更**

Q13 使用承認日を都合で使用しないことになりました。そのままで良いですか？

A：使用日の7日前までに、予約システムから予約の取消しを行ってください。期限を経過すると予約システムから取消しができなくなり、使用していなくても使用料をお支払いいただくこととなります。

Q14 取消しの申出は電話で良いですか？

A：電話で申出を受けることはできません。予約システムから使用日の7日前までに予約の取消しを行ってください。期限を経過してしまった場合は、「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用承認変更申請書」を、メール又はFAX等でスポーツ課に提出してください。

Q15 無料の団体でも取消し連絡は必要ですか？

A：必要です。無断キャンセルや管理指導員日誌が未提出となるので、以降の使用に条件を付けたり、不承認となる場合もあります。

Q16 使用承認の取消しをした場合の使用料はどうなりますか？

A：使用日の7日前までに取消しの申請をした分については、使用料は請求しません。申請期限を過ぎた取消し等については、使用料をお支払いいただきます。

Q17 前日の雨でグラウンドがぬかるんでいますが、使用しても良いでしょうか？

A：使用を中止してください。ぬかるんだグラウンドを使用すると復旧は簡単ではありません。使用日から7日以内にスポーツ課に「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用料変更申請書」（メール又はFAX）を提出してください。

Q18 使用中に雨が降り出し、途中で使用中止した場合の使用料はどうなりますか？

A：有料の場合、使用日から7日以内にスポーツ課に「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用料変更申請書」を提出することで、使用を中止した分の使用料は請求しません。（使用した分は1時間単位でお支払いいただきます。）

Q19 使用日を変更したい場合はどうすればよいですか？

A：使用日の1か月前の20日から予約内容の変更や随時申込みが可能となります。予約時間等の変更は、使用日の7日前までに予約システムから行ってください。期限を経過してしまった場合は、「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用承認変更申請書」にて変更する日時を申請してください。また、随時申込みは使用日前日まで可能です。

#### **V 使用料の支払い**

Q20 使用料の支払いはどうすればよいですか？

A：使用日の翌月10日ごろに、前月1か月分の使用料の納入通知書を郵送します。納入通知書に記載された納期限までに指定の金融機関等でお支払いください。

Q21 納入通知書は誰に送られてくるのですか？

A：納入通知書は団体代表者に郵送されます。

Q22 納入通知書を紛失したのですが？

A：スポーツ課にご連絡ください。再発行をします。2重払いにご注意ください。

Q23 使用料の減免申請はどのように行えば良いですか？

A：「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用承認申請書兼減免申請書」内の減免申請の欄にチェックをして提出してください。申請の内容を審査し、減免基準に該当すれば減免承認となります。決定の可否は、「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用承認書兼使用料減免決定通知書」でお知らせします。

また、子どもの団体については、年間を通じた減免承認を行うため、「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場減免団体登録申請書」に会員名簿（任意様式）を添付し、スポーツ課へ提出してください。決定の可否は、「伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場使用料減免団体登録通知書」でお知らせします。減免団体登録の有効期間は、減免団体登録通知書の交付日からその年度の末日までです。

## **VI 使用時の注意**

Q24 車止めの鍵や広場入口の鍵は、どのようにして開けるのですか？

A：使用団体のみ、鍵などをお渡ししています。

Q25 鍵を紛失した場合は、どうすれば良いですか？

A：紛失や滅失は弁償になりますので、スポーツ課に報告してください。

Q26 用具は何が使えるのですか？

A：サッカーゴール等は基本的に使用できますが、競技に必要な物品は各自でご用意ください。また、コートにピンを打つことは問題ありませんが、使用後は抜いてください。

Q27 使用後の清掃は、どこまですれば良いのですか？

A：次の使用者に支障が出ないように、丁寧に行ってください。グラウンドはトンボやコートブラシにより整地を行い、ゴミはすべて持ち帰ってください。

Q28 施設や用具を破損させたり、紛失した場合はどうすればいいのですか？

A：スポーツ課にできるだけ早く連絡をしてください。休日等は伊勢原市立武道館を通じてスポーツ課に連絡をしてください。

Q29 施設や器具を破損した場合の費用はどうなりますか？

A：使用者の故意または過失により、破損や紛失をした場合には修理代金や購入費用を弁償していただきます。ただし、スポーツ課も確認をしますので、必ず一度ご連絡をお願い致します。

Q30 使用時間に行ったら、ほかの団体が使用していました。

A：施設の使用時については、予約システムにて予約内容を確認した上で使用してください。誤って使用した団体があった場合は、直ちに使用を中止してください。

Q31 規則や、ルールに違反した場合はどうなりますか？

A：伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場条例、施行規則やスポーツ課からの指示等、従うべきルールを守らなかったり、注意に対して改善が見られない団体は、使用承認の取り消しや、団体登録の取消をする場合があります。